

**最高人民法院「商標の権利付与及び権利確定の行政案件審理に関する若干問題の規定（意見募集稿）」意見募集表**

会社名： 一般社団法人電子情報技術産業協会

条項番号	修正提案	修正理由
第六条	立体商標の顕著性を容認する立場をとる原（第一）案の採択を希望する。	商標法第八条に「立体標識は商標登録出願できる」と明示されているためおよび制度ユーザーとして立体商標権利化を切望するため。
第九条	商標法第十三条と第三十条の転換適用について、それぞれを個別に明記する原（第一）案の採択を希望する。	商標法第十三条と第三十条がそれぞれ個別の役割を有しており、これらの役割が損なわれることのなきようご配慮を賜りたい。
第十条	商標法第十三条適用要件の順序を明らかにした原（第一）案の採択を希望する。	馳名商標に関する審理の迅速化のため有効と思われるため。
第十一条	代理人・代表者と特定の関係にある者による冒認出願に対しより厳しい対応を行うとする原（第一）案の採択を希望する。	代理人・代表者と特定の関係にある者による冒認出願は商標法第十五条第一項の対象とするが相当と思われるため。
第十四条	先行著作権との係争事案に商標公告、商標登録証書等を初歩的証拠とする原（第一）案の採択を希望する。	制度ユーザーとしては、当該係争において商標公告、商標登録証書等が著作権者又はその他の著作権を主張できる利害関係人であることを裏付ける証拠とされる点においてメリットがあるため。
第二十条	共存協議の明示を歓迎する。	制度ユーザーとしてメリットがあるため。

（紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。）